

特定非営利活動法人 高知緩和ケア協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人高知緩和ケア協会とし、英語名は **Kochi Palliative Care Society** という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を高知県高知市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、生命を脅かす疾患に直面する患者とその家族の QOL（人生と生活の質）を向上させるために、緩和ケアの普及および啓発ならびにそのサービスの質の確保および向上等に関する事業を行い、もって、緩和ケアの健全な発展を図るとともに、地域の保健・医療・福祉に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 前号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 緩和ケアの啓発・普及に関するセミナー、講演会などの開催事業
 - ② 緩和ケアに従事する者に対するセミナー、講座、研修会等の開催事業
 - ③ 緩和ケアの質の確保と向上に関する調査・研究事業
 - ④ 緩和ケアに関する広報活動、情報提供、情報交換事業
 - ⑤ 国内外の関連団体との連絡、連携に関する事業
 - ⑥ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
 - (2) その他の事業
 - ① 寄付された物品等の販売事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の事業に参加・推進する個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人、法人および団体
- (3) 名誉会員 緩和ケアに功労のあった者で理事会が推薦し、総会において承認された個人、法人および団体

(入会)

第7条 正会員、賛助会員の入会については特に条件を定めない。

- 2 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡したとき、または会員である法人または団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決を経て、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

第12条 既納の入会金、会費およびその他の拠出金品は返還しない。

第4章 役員および職員

(種別および定数)

第13条 この法人に正会員の中から次の役員を置く。

(1) 理事 20人以上40人以内

(2) 監事 2人以上4人以内

2 理事のうち、1人を理事長とし、若干名を副理事長または常任理事とすることができる。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

2 理事長および副理事長は、理事の互選とする。

3 常任理事は理事の中から理事長が指名する。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

3 常任理事は、理事会の議決に基づき、この法人の業務を分担処理し、理事長、副理事長に事故ある時または理事長、副理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の末日において後任者が選任されていない場合には、同日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

5 役員は、もっぱら従事している職務に大きな異動のあったときは当法人の役職を辞するものとする。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があったとき

(報酬等)

第19条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は理事長が任免する。

第5章 顧問

(顧問)

第21条 この法人に、若干名の顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の業務について、理事長の諮問に応じ意見を具申する。

第6章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告および収支決算
- (5) 役員の選任および解任
- (6) 理事会から付託された事項
- (7) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年一回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときには、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面、電子メール、またはファクシミリをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項および第60条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員総数および出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名または記名押印しなければならない。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算ならびにその変更
- (2) 入会金および会費の額
- (3) 役員の職務及び報酬
- (4) 借入金その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (5) 事務局の組織および運営
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面、電子メールまたはファクシミリをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、前条および次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名または記名押印しなければならない。

第8章 評議員および評議員会

(評議員)

第41条 この法人には、重要事項等を審議するに当たり、より多くの会員の意見を反映させるため、評議員を置くことができる。

- 2 評議員の定数は、40人以上100人以内とする。
- 3 評議員は、会員の中から選出し、理事会の承認を得て、理事長がこれを委嘱する。

(任期)

第42条 評議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(規定の準用)

第43条 第16条第2項および第3項ならびに第17条、第18条の規定は評議員に準用する。この場合、「役員」および「理事または監事」とあるのは、「評議員」と読み替えることとする。また、「総会」とあるのは「理事会」と読み替えることとする。

(報酬)

第44条 評議員には報酬を支払わないこととする。ただし、その職務を遂行するために要した費用は弁償することができる。

(評議員会の構成)

第45条 評議員を置いた場合には、この法人に評議員会を置く。

- 2 評議員会は評議員全員をもって構成する。

(評議員の招集・定数不足・議事)

第46条 評議員会は理事長が招集する。

- 2 評議員会は、評議員総数の3分の1以上の出席がなければ開会できない。
- 3 評議員会の議事は、特別の定めがない限り、出席した評議員の過半数をもって決する。

(評議員の権能)

第47条 評議員会は、この定款に定めるもののほか、この法人の事業運営に関する重要事項や理事長の諮問について審議し、意見を述べることができる。

- 2 理事会は、この法人の業務に関する重要事項で、評議員会の同意が必要と認められた事項については、あらかじめ評議員会の同意を得なければならない。
- 3 理事会は、この法人の業務に関する重要事項で、評議員会への報告が必要と認められた事項については、評議員会に報告しなければならない。

第9章 資産および会計

(資産の構成)

第48条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第49条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関

する資産の2種とする。

(資産の管理)

第50条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第51条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 財産目録、貸借対照表および収支計算書は、会計簿に基づいて収支および財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること
- (3) 採用する会計処理の基準および手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと

(会計の区分)

第52条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計、その他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画および収支予算)

第53条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第54条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算の成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出と見なす。

(予備費の設定および使用)

第55条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第56条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および収支決算)

第57条 この法人の事業報告および収支決算は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表および財産目録等として作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

2 決算上余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第58条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第59条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

第10章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第60条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所の所在地およびその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないものに限る）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第61条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならぬ。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならぬ。

(残余財産の帰属)

第62条 この法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する者のうちから、総会において4分の3以上の議決を経、選定した者に帰属する。

(合併)

第63条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認定を得なければならぬ。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第64条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第12章 雑則

(細則)

第65条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長 山口龍彦

副理事長 内田泰史 久 直史

理 事 安藤 徹 伊東理砂 岩本 泉 國藤邦彦 倉本 秋 小林道也

斎藤信也 竹内栄治 橋 壽人 田中照夫 田村精平 恒石静男

豊田邦江 中村ささみ 原 一平 弘末美佐 藤田佐和 堀見忠司

町田和子 松浦喜美夫 森田莊二郎 安岡しずか 安岡ゆり子

監 事 宮井千恵 山本博司

3 この法人の設立当初の顧問は、次に掲げる者とする。

顧 問 相良祐輔 鈴木志津枝

4 この法人の設立当初の役員は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2008年度に開催する通常総会終了時までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第53条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとする。

6 この法人の設立当初の事業年度は、第58条の規定にかかわらず、成立の日から2008年3月31日までとする。

7 この法人の設立当初の入会金および会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、2007年度の会費は徴収しない。

(1) 正会員 入会金 0円

会費年額 1,000円

(2) 賛助会員 入会金 0円

会費年額 1口 5,000円

(ただし、個人は1口以上、団体会員は10口以上とする)

(3) 名誉会員および顧問

入会金 0円

会費年額 0円